第169回秋田県都市計画審議会議事録

- **1 日 時** 平成25年10月22日(金) 午後1時30分~午後3時10分
- 2 場 所 秋田県市町村会館 5階 大会議室

3 議事案件等

- (1) 議案第5号 鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (2) 議案第6号 小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- (3) 議案第7号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁横手市長)

4 出欠の状況

(1) 出席委員(14人)

山口邦雄、髙瀬俊作、村田勝敬、佐野元彦、山本尚子、森園浩一、伊藤満、東北地方整備局長代理 今野敬二、東北運輸局長代理 髙橋浩也、東北農政局長代理 佐藤敏克、秋田県警察本部長代理 畠山則幸、北林康司、佐藤雄孝、児玉信長

(2) 欠席委員(4人)

平野内マリ子、千葉文士、小畑元、加藤麻里

5 議事の概要等

(1) 資料確認、新任委員紹介

○佐藤(節)幹事

委員の皆様、本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきましてありがとうございます

今回は本年度2回目、通算第169回目の審議会でございます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

あらかじめ送付しておりました議案書のほか、本日配布しました「配席図」、「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」という1枚もののペーパーが本日の資料となります。

以上につきまして、不足がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

○佐藤(節)幹事

審議に入る前に、人事異動に伴い行政機関の委員の一部に変更がありましたので、御紹介申し上げます。

国土交通省東北地方整備局長の小池剛委員です。本日は代理で、秋田河川国道事務所の今野副所長に御出席いただいております。

農林水産省東北農政局長の佐々木康雄委員です。本日は代理で、農村計画部農村振興課の佐藤課長補佐に御出席いただいております。

○佐藤(節)幹事

それでは、審議に入りたいと思います。以後の会議の進行は、議長であります山口会長にお願いいたします。

(2) 開会、議案署名人指名

○山口会長

皆さんこんにちは。多大な降雨によって各地で大規模な災害等が起こって大変痛ましいことです。この都市計画審議会が扱う都市計画区域は秋田県土の約2割ということですが、人口は約8割がそこに居住しているということで、この都市計画審議会の役割も大きいものと思われます。

それでは、ただ今から第169回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

○山口会長

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員2人を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、村田委員と佐野委員にお願いします。

(3)前回付議議案の処理状況について

〇山口会長

続きまして、前回付議議案の処理状況を、事務局から報告願います。

○佐藤(節)幹事

報告いたします。議案書を2枚めくっていただきますと、今年7月12日に開催した第 168回審議会で議決いただいた議案の処理状況を記載しております。

○佐藤(節)幹事

「議案第1号 大館都市計画区域及び比内都市計画区域の変更について」でありますが、合併前の旧市町単位の二つの都市計画区域を「大館都市計画区域」として統合するなどのため、都市計画区域を変更したものです。

本審議会での答申を受け、これを変更し、平成25年8月6日付け秋田県告示第361 号で告示しております。

○佐藤(節)幹事

「議案第2号 大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でありますが、議案第1号の区域統合に伴い、都市計画区域マスタープランについても、統合するなどの見直しを行ったものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、平成25年8月6日付け秋田県 告示第362号で告示しております。

○佐藤(節)幹事

「議案第3号 大館都市計画及び比内都市計画施設(都市計画道路14施及び都市計画 下水道1施設)の変更について」は、都市計画施設の名称には都市計画区域名を冠するこ ととなっていることから、議案第1号の区域統合に伴い、都市計画区域内にある施設について、その名称を変更したものです。

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、平成25年8月6日付け秋田県 告示第363号で告示しております。

また、関連する市決定の都市計画道路19施設の変更につきましても、都市計画決定され、同日付けで告示されております。

○佐藤(節)幹事

「議案第4号 湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でありますが、策定後一定期間を経過した都市計画区域マスタープランの見直しを行ったものです

本審議会での答申を受け、この変更を都市計画決定し、平成25年7月30日付け秋田 県告示第353号で告示しております。以上です。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。 それでは、議案の審議に入ります。

(4) 議案第5号 鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○山口会長

それでは、議案の審議に入ります。

「議案第5号 鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、事務局から説明してください。

○栗田幹事

県庁都市計画課の栗田と申します。今回の審議会にお諮りする議案については、私から 説明いたします。

なお、時間の都合上、前方のスクリーンで各議案の概要について説明させていただきます。パソコンを使用しての説明となりますので、座って説明させていただきます。

○栗田幹事

それでは、議案第5号「鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、い わゆる都市計画区域マスタープランの変更について説明します。

本議案の説明の流れですが、はじめに都市計画区域マスタープランとは何かについて簡単に説明します。その後、今回の変更の背景、都市計画区域マスタープラン案の概要、スケジュール、の順に説明します。

○栗田幹事

それでは、都市計画区域マスタープランとはどのようなものなのか、説明します。

都市計画区域マスタープランとは、まちづくりの方針や将来の目標などを総合的にまとめたもので、都市計画を定め、実現していくための指針となるものです。このマスタープランで都市計画区域の長期的な構想を立てて、これに沿って都市計画を定め、実現していくことになります。

なお、都市計画のマスタープランには、都市計画区域について県が定める「都市計画区域マスタープラン」と、より地域を細分化して、より詳しい内容の、市町村が定める「市町村マスタープラン」の二つがあります。ここでは、県が定める都市計画区域マスタープランについての説明になります。

なお、これ以降の説明では「区域マス」と省略して呼ぶこととします。

では次に、今回の変更の背景について説明します。

現在、鹿角市においては、鹿角区域マスが平成16年4月に策定されております。これを今回変更する主な理由としては、現行の区域マスが、策定から一定期間が経過し、その間に東日本大震災の発生や人口減少、少子高齢社会の顕著化など、都市を取り巻く環境も変化しているため、内容の見直しを行うものです。

あらかじめ、今回の区域マスにおける主な変更点について説明します。

1点目として、目標年次を平成32年から平成42年に、また区域区分を定めるか否か を判断する際の目標年次を平成22年から平成32年に変更しております。

2点目として、「目標とする市街地像」において、都市機能の集約やまちなか居住の促進について今回記載しております。

3点目としては、「社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針」について、 東日本大震災を踏まえた災害に強い都市づくりについて追記しております。

主な変更点の最後として、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」で、 歩行者空間の確保や長期未着手道路の見直しについて、新たに位置付けております。 以上が、主な変更点となります。

○栗田幹事

それでは、見直した区域マスの概要について説明します。

区域マスの構成ですが、この三つの章から成り立っております。第1章では「都市計画の目標」、続く第2章では「区域区分の決定の有無」、最後の第3章ではより具体の「主要な都市計画の決定の方針」という順序で記載しておりますので、順を追って説明します。

○栗田幹事

まずは、第1章「都市計画の目標」です。

都市計画の目標に関しては、次の五つについて定めております。

「基本的事項」では、区域の規模や目標年次を記載しております。

「広域都市圏の将来像」は、鹿角都市計画区域の将来像を描くに当たって、それより大きな地域の将来像を示したものです。ここでは、鹿角市、小坂町の二つからなる地域を鹿角広域都市圏と定め、はじめにこの地域の将来像を定めております。

次に、これを踏まえて、鹿角都市計画区域の目標を定めたところが、「都市づくりの基本理念」となります。

また、更にそこから具体的な目標を定めたものが、「目標とする市街地像」になります。 そして最後に、これら以外で都市計画として取り組んでいかなければならないことを、 「社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針」として示しております。

○栗田幹事

はじめに、「基本的事項」になりますが、議案書では5-2ページ左側になります。

都市計画区域については、鹿角市の一部で、その面積は19,000haです。図の濃い赤色で塗られた部分が、鹿角都市計画区域になります。西側は大館都市計画区域に接するとともに、少し離れて北側には小坂都市計画区域があります。

次に、マスタープランの目標年次ですが、先ほどの主な変更点でも説明したとおり、概ね20年後の平成42年です。ただし、第2章「区域区分の決定の有無」の方針については、概ね10年後の平成32年としています。

○栗田幹事

次に、議案書では5-3ページから5-4ページ左側までになりますが、「広域都市圏の将来像」について説明いたします。

鹿角市、小坂町における情勢や位置付け、役割などを踏まえ、それらで構成される鹿角

広域都市圏の将来像を「まちと自然・文化が調和し、人びとの交流がさかんで地域産業が 躍動する広域都市圏」としております。

この将来像を実現していくための目標を次のとおりとします。

一つ目として、広域交通ネットワークの強化と交通結節機能の向上、二つ目として、広域観光拠点の育成と、これらを連携させる観光ルートの形成、最後の三つ目として、自然と共生する都市圏の形成。

以上の3点を、広域都市圏の目標としております。

○栗田幹事

この広域都市圏の目標を踏まえた上で、鹿角都市計画区域における「都市づくりの基本理念」を次のとおりとします。

議案書では5-4ページ右側になりますが、将来像は「北東北の中心的役割を担う、活力とふれあいのある観光・文化都市」としました。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、まずは、広域交通ネットワークの活用とともに、人・モノ・情報が集まり交流する活力とにぎわいのあるコンパクトな都市づくりを目指します。次に、大湯温泉、湯瀬温泉や花輪ばやしなど、多くの人を引き寄せる自然や歴史、文化がいきづく都市づくりを目指します。最後に、八幡平から連なる山地・丘陵地や米代川などの自然環境の保全とともに、豊かな自然環境と生活環境が共存する都市づくりを目指します。

以上三つを、将来像実現のための目標としました。

○栗田幹事

次からは、それぞれの目標を達成するための具体策について説明します。議案書では5-5ページから5-7ページ左側になります。なお、5-7ページ左側をはじめ十和田・大湯地区と湯瀬地区の拡大図の数ページは、図面の方向が他のページと違いA4横となっており、左側が北側方向で見にくい資料となっておりますが、どうか御容赦願います。

はじめに、一つ目の目標である、活力とにぎわいのあるコンパクトな都市づくりです。これを達成するために、花輪の中心地区においては、商業・業務等の都市機能が集積した中心市街地の形成を、また、既成市街地においては、安心で快適な居住環境の形成とまちなか居住の促進を、鹿角工業団地・鹿角八幡平IC周辺においては、産業拠点の形成を、また、これら産業を支え、交流・連携を促進する交通体系の形成を、それぞれ図ります。

二つ目の目標である、多くの人を引き寄せる歴史、文化がいきづく都市づくりです。これを達成するために、花輪ばやしや史跡尾去沢鉱山、毛馬内盆踊りなど、歴史や伝統を活かした観光拠点間の形成を図ります。また、宿泊滞在型の温泉観光地である大湯・湯瀬地区は、商業機能やサービスの拡充により、ふれあいのある滞在型温泉観光拠点の形成を図ります。

三つ目の目標である、豊かな自然環境と生活環境が共存する都市づくりです。これを達成するために、市街地を囲む山地や丘陵地、米代川、大湯川、湯瀬渓谷などの豊かな自然環境を引き続き保全するとともに、生活環境との共存を図ります。

以上が、それぞれの目標に対する具体的な施策になります。

○栗田幹事

続いて、今まで説明したこと以外で、社会的課題として捉え、都市計画として取り組んでいくことは次のとおりです。議案書では5-7ページ右側になります。

少子高齢化の進展に対しては、高齢者をはじめ誰もが安全で自由に行動できるバリアフリー化の推進や、安心して子どもを産み育てることができる快適な居住環境づくりに、防災力の強化に対しては、防災機能を備えた緑地等の適正な配置や、狭隘道路の改善など都市防災の強化に、地域との連携に対しては、市民、自治会、市民団体、企業や行政など多様な主体との「共動」によるまちづくりに、それぞれ取り組んでいきます。

ここまでが、第1章「都市計画の目標」です。

続いて、第2章です。第2章は、「区域区分の決定の有無」に関して定めており、議案書では5-8ページ左側になります。

区域区分とは、まちが無秩序に広がっていくことを防ぐために、都市計画区域を、市街化を図る区域と、市街化を抑える区域に分けることをいいます。市街化されている区域や計画的に市街化を図るのが市街化区域、それを抑えるのが市街化調整区域です。

秋田県内では、秋田市・潟上市で構成する秋田都市計画区域のみで設定されています。 区域区分の適用について検討を行った結果、鹿角都市計画区域では、いままでどおり区 域区分を適用しないことにしました。理由として、現在の鹿角市の人口が減少傾向にある ことに加え、大きな開発が必要となる大規模プロジェクトもなく、新築件数も減少傾向に あること、また、郊外においては、農業振興地域や保安林の指定がされており、将来的に 無秩序な市街地の拡大が生じる可能性は少ない、と判断したためです。このことから、区 域区分は適用しないこととしました。

第2章「区域区分の決定の有無」の説明は以上です。

○栗田幹事

最後の第3章になります。ここでは、「主要な都市計画の決定の方針」に関して定めて おります。

ここからは、更に具体的な施策の説明になります。構成はこのとおりで、(1)土地利用、(2)都市施設の整備、(3)市街地開発事業、(4)自然的環境の整備又は保全、と四つの方針について定めています。

○栗田幹事

はじめに、土地利用における主要用途の配置の方針で、この区域における土地の利用の仕方をどのようにしていくのか、その概ねの位置を示したものです。議案書では5-8ページ右側から5-9ページ左側となります。

業務地については、現在の市役所、警察署周辺に、商業地については、花輪地区中心部や城下町として栄えてきた十和田毛馬内地区、温泉観光を中心とした大湯地区、湯瀬地区に、工業地については、鹿角工業団地のある上ノ岱地区に、流通業務地については、鹿角八幡平IC周辺などに、住宅地については、商業地近隣の花輪地区中心部やその周辺部、十和田地区、大湯・湯瀬地区に、それぞれ配置していきます。

この主要用途の配置の方針を踏まえて、議案書では5-9ページ右側から5-11ページ左側までになりますが、具体的には次のような点に配慮した土地利用の方針とします。

鹿角花輪駅前の中心市街地においては、商業・業務機能の集積による高度利用を図ります。鹿角花輪駅西側は、駅東側の商業地と一体となった土地利用を誘導するため、工業系用途の見直しについて検討します。花輪地区の中心部や毛馬内地区については、都市基盤の整備などによる居住環境の改善に努めます。更に、米代川や大湯川等の河川敷をはじめとした都市内緑地空間については、その維持・保全を図ります。花輪地区から十和田地区にかけて広がる農地は、集団的な優良農地であることから、この維持・保全を図ります。米代川や大湯川、市街地の周囲に広がる山地・丘陵地の水辺は、美しい自然空間を有し、生活に潤いを与える貴重な空間となっていることから、その維持・保全を図っていきます。鹿角八幡平IC周辺、十和田IC周辺は、自動車交通に対するメリットを活かした流通業務地の形成を図ります。

以上が、土地利用の方針です。

○栗田幹事

次に、都市施設について説明します。都市施設では、交通施設、下水道、河川と分けて 説明します。

まずは、交通施設です。議案書では5-11ページ右側から5-12ページまでになり

ます。

広域的な交流・連携を促進するため、東北自動車道、国道103号、国道282号などによる道路網の形成を図ります。都市内の交流・連携を促進し、産業活動を支えるため、区域内の拠点を結ぶ道路網の形成を図ります。また、長期未着手の都市計画道路については、その見直しを行います。公共交通機関の維持及びネットワーク化や交通結節点の充実などにより、公共交通機関の利便性の向上を図ります。誰もがいつでも安全で快適に歩行できるよう、公共施設のバリアフリー化、歩行空間の維持・整備を図ります。

続いて、下水道及び河川に関する事項です。議案書では5-13ページから5-15ページ左側までになります。

下水道に関しては、米代川流域下水道や公共下水道の計画的な整備を促進します。また、 農業集落排水や合併処理浄化槽など、地域に適した汚水処理施設を選択しながら、計画的 かつ効率的に下水道等の整備を進め、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に努めます。 河川については、都市の防災機能を向上させるため、福士川などの河川改修を計画的に 推進します。また、河川整備を行う場合は、ゆとりある親水空間の形成に努めます。

○栗田幹事

続いて、市街地開発事業に関する方針です。議案書では5-15ページ右側になります。 当区域においては、3地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、既に完了しております。現在、当都市計画区域において具体の計画はありませんが、居住環境の改善や防災機能の向上を図る必要がある区域において都市施設の整備を行う際には、市街地開発事業も一つの選択肢として検討することとします。

○栗田幹事

第3章最後の、自然的環境の整備又は保全についてです。議案書では5-16ページから5-17左側までページになります。

米代川などや市街地の周囲に広がる丘陵地の緑地は、貴重な緑の資源として維持・保全を、市街地を取り巻く優良農地は、農業生産の基盤であり、また、田園風景は景観資源となっているため、維持・保全を、都市公園は、快適な都市環境を構成するとともに、災害時における避難地としての防災機能を有することから、維持・充実を、地域の歴史を象徴する史跡や遺跡、街並みの保全・活用を図るとともに、その周辺の緑地の保全を、それぞれ図ります。

以上が、議案第5号の区域マス案の概要となります。

○栗田幹事

議案第5号の最後として、スケジュールについて説明します。

住民説明会は5月に実施しており、その際に住民の方からの意見はありませんでした。その後、鹿角市への意見聴取を行い、「異議なし」の回答を得ております。それを受け、都市計画の案として固め、9月に法定の2週間縦覧を実施しており、その際の意見書の提出もありませんでした。本日の当審議会で御了承いただければ、最終的に11月にはこの区域マスを決定告示する予定です。

以上が、議案第5号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、何か御意見や御質問等いかがでしょうか。

○村田委員

最初にお聞きしたいのは、大湯温泉と湯瀬温泉の泉源の温度は今何度くらいかということです。なぜこういうことをお聞きするかというと、国などがこれからエコまちをつくれなどと言っているのに、40度以下だとすれば沸かし湯ですから、将来にわたって温泉地

として持つかどうか分からないからです。

○栗田幹事

湯瀬温泉については分かりませんが、大湯温泉は源泉掛け流しでも高いところでは46度くらいあり、非常に熱くて有名で、地元の人以外はなかなか長く入っていられないという温泉です。湯瀬温泉も同じ地区ですので、それほど大きく変わらないと思います。

○村田委員

分かりました。

次に、土地利用に関する説明がありましたが、かつての尾去沢鉱山跡地があるわけですが、その下流域において、カドミウム汚染はまだあるのでしょうか。土壌改良してきれいになっているのかなど、もし分かれば教えてください。

○栗田幹事

昔は、尾去沢鉱山から出た悪水で米代川が汚染されたという話を聞いたことがありますが、現在は、三菱マテリアルが上流部で廃掃法に基づく濁水の「自ら処理」をしております。先日の大雨で少し流れ出たという報道はありましたが、最終的には流域には影響がなかったようです。

ただ、米代川流域では、カドミ米対策として、以前からほ場の土の入替えを盛んに行われていた記憶がございますので、特に河川のすぐ近くでは、まだ少し影響が残っているかと思います。

○村田委員

私の教室でもいろいろ調べていて、大館のほうでしたがまだ腎傷害が残っているという ことがありましたので、その対策はきちんとやっていただきたいと思います。

次に、5-12ページに「比内大葛鹿角線」とありますが、これは「おおくぞ」と読むのでしょうか。

○栗田幹事

葛餅の葛という字ですが、地名としては「おおくぞ」と読みます。

○村田委員

ありがとうございます。

最後に、8月9日の大雨で線路が崩壊したと聞いたのですが、5-14ページの地図ではどの辺りになるのでしょうか。

○栗田幹事

一番左側に土深井駅がありますが、この辺りの土深井沢という沢から大量に雨が流れてきて国道 1 0 3 号と線路の一部に支障が出たと聞いております。

○村田委員

この辺の道路もきちんと保全していただければと思います。以上です。

○森園委員

将来の都市計画づくりは、当然人口動向を想定された後のことだと思いますが、交通体系にしても交流維持にしても、いろいろなパラメータを使っている中でも基本的なものが人口動向だと思いますが、どういう前提を置かれているのでしょうか。詳細は必要ございませんが、どういうデータをベースにしたとか、あるいは、前回高く見積もっていたので今回こういう補正をしたとか、そういう情報について教えてください。

人口に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果で捉えてございます。今スライドに出しているとおり、平成32年の予測人口としましては、29,708人、平成22年の行政区域人口は34,473人ですので、4,800人程度の人口減少を見込んでおります。

また、高齢化率については、65歳以上の人口が平成22年は32.9%、平成32年には39.1%、約40%ですので非常に高齢化率が高いということで、今回は、歩道の整備やバリアフリー化などをテーマに掲げて、区域マスに反映させております。

○森園委員

例えば、その高齢化率などの水準が、今までの実績値をみてもそれほどおかしくない比率であるかなどの検討は独自にされたのでしょうか。それとも、社会保障・人口問題研究所の統計値をそのまま使ったのでしょうか。

○栗田幹事

社会保障・人口問題研究所は厚生労働省の外郭団体ですので、基本的にはその数値を使っております。それにプラスするような要素は、鹿角地域では今のところありませんでした。

○山口会長

社会保障・人口問題研究所のデータを使ったのは私は妥当だと思いますが、人口問題研の推計の仕方について、ごく簡単な御説明はできますか。

○栗田幹事

そこまでは把握しておりません。

○山口会長

単純にトレンドで数式的に伸ばしたのではなく、出生率・死亡率、社会の転入・転出率をある細かな世帯、年齢層ごとに全部計算して、それをトータルして推計しているわけで、過去の自然動態、社会動態もミックスしています。かつ、高位推計、低位推計、中位推計もいろいろ検討されていて、その中の中位を採っていると思います。そういう推計の仕方ですので、過去の動向や鹿角市の特性も織込み済みの推計だと理解してよろしいかと思います。

○伊藤委員

今出ている画面で市街地拡大の可能性が少ないとなっていますが、私も仕事の関係で何度が花輪に行っております。先ほどの市役所周辺の地図はございますでしょうか。市役所の右側に国道282号が走っております。上に行くと警察署、左側が組合病院です。花輪中心街からどちらかというと北側の方で、今どんどん開発が進んでいる現状です。我々商売べースで考えますと、市役所、警察署、病院があれば、田んぼを潰して開発したいとか、ここで商売が成り立つのではないかという判断は当然します。あの辺の田んぼがなんとかならないかと考えたこともあります。現実に、既にヤマダ電機が進出しておりますし、裏には、田んぼを潰して集合アパートもできております。

そこで文章に戻りますが、市街地の開発が少ないという表現が少し気になりました。商売として考える場合、花輪駅周辺は魅力が相当乏しいと思います。商売ベースとしてはやはり、市役所周辺で仕事がしたいと考えます。花輪駅周辺は衰退し、上の方ではこれからどんどん開発が拡がっていくのではないかという感覚で申し上げているのですが、それについてはどういう見方をされているのでしょうか。

市役所が現在の位置に移転して約30年以上、厚生連の病院が駅前から移転して大体4、5年経っておりますが、市役所が移転して30年以上経ってこの状況です。というのは、周りがすべて農振農用地になっています。集団的な優良農地ですので、簡単には開発できません。ヤマダ電機などがある国道282号の沿線一宅地分程度は、用途が塗られている部分もあり開発余地がありますが、その奥に関しては、開発には非常に厳しい条件が課されております。集合アパートについては存じ上げませんでした。

○伊藤委員

去年できました。

○栗田幹事

ここに行政機関が多くなったのは、皆さん御存じだと思いますが、鹿角市は十和田町や 花輪町、八幡平村などの町村合併でできましたので、大湯や毛馬内、花輪、八幡平の中心 地に行政機関や大きな病院を置くというのが恐らく合併するときの決まり事で、それぞれ の地区からなるべく均等距離の中心位置に置くという考え方でこのような配置になったも のと思われます。

国道282号沿い以外は開発されにくい状況ですので、あくまで市の中心は花輪駅の周辺と私どもは捉えております。

また、尾去沢にあった市営住宅の機能を花輪駅のすぐ西側に移しております。当然、尾去沢地区に固着している人もおりますが、老朽化も進み出来るだけこちらに移ってもらうようにしている経緯もございます。魅力的ではないという御指摘ですが、なるべく魅力ある街になるよう都市計画としても努力していきたいと考えております。

○山口会長

大前提として、先ほどの御説明で大きく四つのポイントだと言われた中の都市機能の集 約、まちなか居住、そういう大きな方針のもとに中心部に集めていく、現状は少し魅力が ないかもしれませんが変えていくという方向でこの区域マスタープランをつくっている、 そういう理解でよろしいですね。

○山口会長

他にいかがでしょうか。

私から1点だけ、今日説明を受けながら気付いたのですが、5-7ページで「多様な主体による共動のまちづくり」とありますが、普通こういう議論をするときは、この漢字ではなく協力の「協」に「働」くという漢字を使いますが、何か特別な意味があるのでしょうか。

○栗田幹事

これは鹿角市独自のもので、鹿角市の総合計画等では、共に動くということでこの「共動」に拘っておりますので、都市計画区域マスタープランでもこの表記を使わせていただきました。

○山口会長

市のそれなりの意思があって、県としてもそれを認めていくということですね。よく分かりました。ありがとうございます。

○山口会長

それでは、他にないようですので、「議案第5号」について裁決を取りたいと思います。 本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。「議案第5号」について原案どおり可決いたします。

(5) 議案第6号 小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○山口会長

では次に、「議案第6号 小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○栗田幹事

それでは次に、議案第6号「小坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」説明します。

当議案の説明の流れですが、区域マスタープランがどのようなものかについてはこれを 省略し、今回の変更の背景、区域マス案の概要、スケジュール、の3点について説明しま す。

○栗田幹事

でははじめに、今回区域マスを変更するに至った背景について説明します。

現在小坂町においては、小坂区域マスが平成16年4月に策定されております。これを今回変更する主な理由についても、先ほどの鹿角の区域マスの変更と同様、現行の区域マスが策定から一定期間が経過し、その間に東日本大震災の発生や人口減少、少子高齢社会の顕著化など、都市を取り巻く環境も変化しているため、内容の見直しを行うものです。

○栗田幹事

先ほどの鹿角と同じく、あらかじめ、現区域マスからの主な変更点について説明します。 こちらの1点目から3点目までは、先ほどの鹿角区域マスと同様の変更点となります。 4点目の「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、長期未着手 道路の見直しについて新たに位置付けております。

以上が、主な変更点となります。

○栗田幹事

区域マスの構成についても、議案第5号と同様、この3章から成り立っており、先ほど と同じく順を追って説明します。

○栗田幹事

まずは、第1章「都市計画の目標」です。

「都市計画の目標」の構成に関しても、議案第5号の鹿角区域マスと同様、この五つを 定めております。

はじめに、「基本的事項」になりますが、議案書では6-2ページ左側になります。

都市計画区域の範囲は、小坂町の一部で、その面積は1,186haです。図の赤く色が 塗られた部分が、小坂都市計画区域になります。南側の薄い赤色で塗られた区域が鹿角都 市計画区域になります。

マスタープランの目標年次ですが、概ね20年後の平成42年です。ただし、第2章「区域区分の決定の有無」の方針については、概ね10年後の平成32年としています。

○栗田幹事

次に、議案書では6-2ページ右側から6-3ページにおいて、「広域都市圏の将来像」について記載しております。

なお、鹿角広域都市圏は、先ほども説明したとおり鹿角市、小坂町の1市1町で構成されておりますので、この広域都市圏の将来像や、将来像実現のための三つの目標は、先ほ

どの議案第5号の鹿角区域マスと同じですので、説明を省略します。

○栗田幹事

広域都市圏の目標を踏まえた上で、小坂都市計画区域における「都市づくりの基本理念」 については次のとおりとします。

議案書では6-4ページになりますが、小坂都市計画区域としての将来像は、「秋田県北の拠点となる、個性あふれる環境・観光都市」とします。

この都市計画区域の将来像の実現に向け、まずは、長い歴史のなかで育まれた自然や産業、文化を活かして人びとの交流を図り、国際的な交流がいきづく元気な都市づくりを目指します。次に、鉱業の技術を活かし、環境負荷の少ない、循環を基調としたエコライフ・エコビジネスに取り組むことにより、エコタウン・バイオマスタウンとして、環境と人にやさしい都市づくりを目指します。最後に、公共サービスなどの都市機能を中心市街地にコンパクトに配置し、機能的で快適な暮らしやすい都市づくりを目指します。

以上三つを、都市計画区域の将来像実現のための目標としました。

○栗田幹事

次からは、それぞれの目標を達成するための具体策について説明します。議案書では6-5ページになります。

まずはじめに、一つ目の目標である、国際的な交流がいきづく元気な都市づくりです。これを達成するために、金属鉱業研修技術センターなどを活用し、国際交流、技術研修を通じた人材育成機能の維持・向上を、明治百年通り周辺などでは、中心部における観光拠点の形成を、日本海沿岸東北自動車道などの整備により広域交通ネットワークの形成を、それぞれ図ることとします。

二つ目の目標である、エコタウン・バイオマスタウンとして環境と人にやさしい都市づくりです。これを達成するために、小坂製錬などにおいて、エコタウン・バイオマスタウンとして、特色ある工業地の形成を、三ツ森工業団地においては、産業を支える工業拠点の形成を、煙見山や高寺山など、山林や景観資源の保全を、明治百年通り周辺では、小坂川の親水空間の確保を、それぞれ図ることとします。

三つ目の目標である、機能的で快適な暮らしやすい都市づくりです。これを達成するために、都市機能を集約した市街地の形成とまちなか居住の促進を図ります。また、それとも関連しますが、市街地における居住環境向上のための都市基盤の整備・改善を図ります。

○栗田幹事

続いて、今まで説明したこと以外で、社会的課題として捉え、都市計画として取り組んでいくことは次のとおりです。議案書では6-6ページ左側になります。

少子高齢化の進展に対しては、地域コミュニティの維持や施設のバリアフリー化の推進などにより、誰もが安全安心で快適なまちづくりを進めます。防災力の強化に対しては、防災機能を兼ね備えた公園等の適正な配置、狭隘道路の改善などにより都市防災の強化を図り、災害に強いまちづくりに取り組みます。地域との連携に対しては、住民と行政が一体となって、個性あるまちづくりに取り組んでいきます。

ここまでが、第1章「都市計画の目標」です。

○栗田幹事

続いて、第2章の「区域区分の決定の有無」で、議案書では6-6ページ右側になります。

区域区分の内容に関する説明は、先ほどの鹿角区域マスと同じですので、ここでは省略します。

区域区分の適用について検討を行った結果、小坂都市計画区域においても、いままでどおり適用しないことにしました。理由として、現在の小坂町の人口が減少傾向にあることに加え、大きな開発が必要となる大規模プロジェクトもなく、新築件数も減少傾向にある

こと、また、郊外においては、農業振興地域や保安林の指定がされており、将来的に無秩序な市街地の拡大が生じる可能性は少ないと判断し、区域区分は適用しないこととしました。

なお、区域区分の目標年次である平成32年の行政区域人口は4,894人と予測しており、基準年である平成22年の人口6,054人に比べ、約1,100人の人口減少を 見込んでおります。

第2章「区域区分の決定の有無」の説明は以上です。

○栗田幹事

最後の第3章になります。ここでは、「主要な都市計画の決定の方針」に関して定めております。この構成に関しても鹿角と同じです。

はじめに、土地利用における主要用途の配置の方針です。議案書では6-7ページ左側になります。

商業・業務地については、古館・栗平地区などの中心市街地に配置します。工業地については、小坂製錬を中心とした市街地北東部の地区に、住宅地については、中心市街地北部の古館、栗平地区、中心市街地南部の新町、下小坂地区に配置する方針とします。

この主要用途の配置の方針を踏まえて、議案書では6-7ページ右側から6-8ページ 左側になりますが、次のような点に考慮した土地利用を行います。

明治百年通り周辺では、商業機能と共存した利便性の高い住宅地として、用途の複合化を図ります。区域内の既存住宅地と調整を図りながら公営住宅の建替えなどを促進し、居住環境の維持・改善を図ります。中央公園においては、観光客が歴史や文化を体感できる場として整備を進め、住民・観光客にとって憩いと安らぎの場となる緑地の形成を図るとともに、風致の維持に努めます。小坂川に沿って広がる優良農地については、その保全を図ります。小坂川、煙見山、高寺山などの地域を代表する自然環境の維持・保全を図ります。また、広域ネットワークが充実しているメリットを活かし、流通業務地の形成など計画的な土地利用について検討します。

○栗田幹事

次に、都市施設について説明します。都市施設では、交通施設、下水道、河川と分けて 説明します。

まずは、交通施設です。議案書では6-8ページ右側から6-9ページになります。

広域交通ネットワークの更なる充実や、市街地内への接続路線の整備など、広域的な交流・連携を促進する道路網の形成を図ります。都市内の交流・連携を促進し、産業活動を支えるため、区域内の拠点を結ぶ道路網の形成を図ります。高齢社会へ対応するため、公共交通機関の維持・充実に取り組むとともに、歩行空間の確保、バリアフリー化などに配慮します。また、長期未着手の都市計画道路については、その見直しを行います。

続いて、下水道及び河川に関する事項です。議案書では6-10ページから6-11ページ左側になります。

快適な住民生活、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備 を体系的に進めます。

河川については、治水機能の維持や水質保全、良好な自然環境の保全に努め、また、地域住民だけでなく観光客にも親しまれる川づくりを目指し、ゆとりと潤いある親水空間の形成を図ってまいります。

○栗田幹事

続いて、市街地開発事業に関する方針です。議案書では6-11ページ右側になります。 当区域においては、これまで市街地開発事業の施行実績はありません。ただし、当都市 計画区域内には、昭和30年代に建設された公営住宅や、老朽化した集合住宅があり、現 在その建替えが課題として挙げられるため、その際には市街地開発事業の適用についても 検討することとします。

第3章最後の、自然的環境の整備又は保全についてです。議案書では6-12ページから6-13ページ左側になります。

小坂川河川敷や市街地の周囲に広がる丘陵地の緑地は、身近で貴重な緑の資源として、維持・保全を図ります。煙見山や高寺山は、地域のシンボルとなる景観資源として保全します。中央公園などの都市公園は、快適な都市環境を構成するとともに、災害時における避難地としての防災機能を有することから、維持・充実を図ります。明治百年通りなど、地域の歴史を象徴する史跡や遺跡、街並みの保全・活用を図るとともに、その周辺の緑地の保全を図ります。

以上が、区域マス案の概要となります。

○栗田幹事

議案第6号の最後としてスケジュールについて説明します。

住民説明会は先ほどの鹿角と同様、5月に実施しており、その際に住民の方からの意見はありませんでした。その後、小坂町への意見聴取を行い、「異議なし」の回答を得ております。それを受け、都市計画の案として固め、9月に法定の2週間縦覧を実施しており、その際の意見書の提出もありませんでした。こちらも、本日の当審議会で御了承いただければ、最終的に11月にはこの区域マスを決定告示する予定です。

以上が、議案第6号に関する内容です。よろしく御審議願います。

○山口会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○村田委員

鹿角・小坂地区というのは、日本海沿岸東北自動車道が秋田市までつながらない限り、 県庁所在地から遠いという感覚が否めませんが、ここでは破線でしか示されていませんが、 いつ頃つながるのでしょうか。

○栗田幹事

大館までは11月末に開通します。

○村田委員

なるべく早く利用できるようになってほしいと思います。

それから、つくばにある産総研、産業技術総合研究所のデータによりますと、小坂地区の土壌の中で鉛がとんでもなく高いです。今後、都市計画の中でどのように下げていくのかということを考えておかないと、そこに住む人たちの健康に関わることです。以前ある調査をしたときに、小坂の辺りに不妊の村があったという話まで聞いたことがあります。それがどの場所かは分かりませんが、県民の健康が保てないのではないかと思った次第です。

○山口会長

今のお話について、何か情報がありますか。

○栗田幹事

小坂町では、小坂製錬の関係かどうか分かりませんが、あまり豊かな土壌でないためアカシアの木しか生えないと聞いたことがあります。小坂製錬を中心とした地域で土壌がよくないというのは地元ではよく知られた話ですが、町全体で鉛が多いかとなるとそこまでは把握しておりません。公衆衛生上は非常に重要なことだと思いますが、都市計画の区域

マスの中で土壌汚染対策まで踏み込むことはできかねます。

〇山口会長

町や県の他の部署などで、具体的な調査などはあるのですか。

○栗田幹事

県の環境部局が、環境白書として水質や大気、騒音振動などを定期的に調べているもの はありますが、土壌まで調べているかどうかは把握しておりません。

○山口会長

よほど重篤な話であれば然るべきセクションからシグナルが出るとは思います。私も事 実関係が分かりませんのでなんとも言えないのですが、確かに、既存の区域マスでそうい う点に触れたものを見たことはありませんが、ドイツなどでは都市計画のマスタープラン などでも章を設けるほど考えられていることです。

今すぐどうこうということではないにしても、これからの時代、健康などの問題はとても大きいことですので、少し目配せしたほうがよいかもしれません。問題がなければそれでいいですし、問題があって現行の法制度のもとでなかなか対応できないのであれば問題の指摘をきちんとしておくなど、そういうことを少し考えていただければありがたいと思います。

○栗田幹事

調べてみますが、小坂町役場からも、土壌の鉛が多いことによって現在何か問題があるという話は聞いたことがありません。

○森園委員

小坂の産業遺産、そこに蓄えられた技術というのは非常に魅力的なもので、それを一つの大事な資源として活用するのは昔からやっているところだと思います。都市計画区域の目標で「国際的な交流がいきづく元気な都市づくり」というスローガン的なものがありますが、具体的な都市計画の中で、自然体で人口が減るからこういうふうに集積していこうという話はもちろんしなければいけないのですが、積極的にそういうものを打ち出していくための行政誘導的な領域というか配慮がどの辺に効いているのか、教えていただきたいと思います。

せっかく1番最初に「国際的な交流がいきづく元気な都市づくり」と大きく標榜しているわけですし、先ほど村田委員もおっしゃったように、交通アクセスも非常に悪いという状況下で、今後積極的に展開していくためにハードの面、ソフトの面で都市計画づくりにそういうことが反映されるのでしょうか。

○栗田幹事

都市計画としては、広域交通ネットワークの形成、日本海沿岸東北自動車道などの整備 促進ということが一番大きいと思っております。

小坂町自体は、この広さですので既にコンパクトに集約された町で、例えば金属鉱業研修技術センターなども明治百年通りのすぐそばにあり、都市機能の集約という観点からみれば、ほぼ自然体でそうなっているという形です。

その中で、日本海沿岸東北自動車道は大きな交流ネットワークの一つで、大館能代空港や秋田空港などとの連絡強化により、広域交通ネットワークの形成が図られ、国際的な交流を進めていく第一歩として、都市計画としても重要な観点だと思っております。

○森園委員

国際交流についてのステップというのは限られていると思いますが、例えば国内でも、 環境技術を勉強してみたいとか、あるいはそれに関わる中小企業を誘致するなど、いわば 産業集積の上でもいろいろ取れる手があり得るのではないか、逆にそういう資源を活用していくという姿勢が都市計画にどれくらい反映されているのかについて関心がありましたので、質問させていただきました。政策的に、ここをもう少し拠点的に、産業開発も含めて誘致していこうというようなダイナミズムが入っているのか、その辺のことについてお聞きしたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○栗田幹事

金属鉱業研修技術センターのほかに国際資源大学校なども小坂町にはありますので、鉱山技術を学ぶには非常によい環境ですが、企業誘致までは都市計画として書き込んでおりません。例えば、三ツ森工業団地についての記載もありますが、こちらは地元企業で9割方埋まっており、工業系の用地としては残っているところはあまりないという状況です。

企業誘致という観点では、鹿角と小坂というのは地理的に非常に近い位置にあり一体的な都市構造となっておりますので、5kmほど南にある上ノ平地区の鹿角工業団地に誘導していくことは考えられますが、小坂町としては新規に工業団地を造るというような考えはございません。

○冨田幹事

リサイクル産業について申し上げますと、私も詳しくはないのですが、小坂製錬は一つの世界的な拠点であり、小坂町だけではなく、リサイクルするものが秋田港や船川港から入り、例えば日沿道を通って、大館にも関連産業ができてきており、拠点があるからそこに集まってくる、ルート上にいろいろなものができてくるという流れがあります。この区域マスとしては、6-7ページにあるとおり工業地の配置の方針をきちんと守っていき、もっと広域の観点から、リサイクル産業として成立させていこうという大きな考え方ではないかと思っております。

○森園委員

この計画は10年、20年後の将来像を見据えてということですので、そういった可能性をできるだけメッセージとして与えるような形になっていれば、見る側にも、そこまでやっているんだなという気持ちが伝わるのではないでしょうか。自然体としてこれだけ減少していくということを淡々と計画するだけではなくて、もう少し積極的な意味合いを出していただきたい、これは市民としての希望でもありますが、その点だけ申し上げたいと思います。

○小池委員(代理)

6-9ページに交通体系の配置方針図があります。日沿道の関係で、小坂JCTの左側に小坂西ICがありますが、JCTというのは東北自動車道への乗入れ機能ですが、西ICというのはインター機能なわけです。このインター機能がどこに接続になるかの表現がありませんが、私の記憶だと国道282号に直結するような道路があったと思うのですが、この位置付けはどうなっているのでしょうか。

○栗田幹事

おっしゃるとおり、小坂西ICはハーフインターチェンジで国道282号につながります。国道282号の古遠部地内からこのICに向かうこのアクセス道路は、幹線と併せて11月30日に供用開始になる予定でございます。

○小池委員(代理)

この表に記載する必要はないのでしょうか。

○栗田幹事

左側の表には都市計画区域内の道路に関してのみ記載しておりますので、この町道は都

市計画区域から外れることから表現していないということで御理解いただきたいと思います。

○小池委員(代理)

図としてはあってもいいということですか。

○栗田幹事

間違いなくその道路はありますので、図にはあってもよいと思います。

○山口会長

通常、都市計画区域外の細かな道路接続は書かないというのが区域マスタープランの基本的な記載の仕方なのでしょうか。

○栗田幹事

この部分は「主要な都市計画の決定の方針」になりますので、今回の区域マスの見直しに際しての内規になりますが、町道クラスに関しては都市計画区域外で都市計画決定することは希であるため、都市計画区域内の道路に限って記載し、高速道路など都市計画区域に大きな影響を与える道路については、都市計画区域外でも都市計画として定める場合がありますので記載しております。都市計画区域外の日沿道を記載していながら、そのアクセス道路を書かないのは杓子定規ということになるかもしれませんが、そういうことで御了承いただきたいと思います。今後は検討させていただきます。

○山口会長

そういう実情ということですね。この点線部分を書き足すというのは、手続上どういう 取扱いになるのでしょうか。

○栗田幹事

都市計画審議会で御意見をいただいたことに関しては、修正することは可能です。

○山口会長

非常に軽微なことですし、書くにしても、書かないにしてもその事情は分かりましたので審議会としても異議はありませんが、前例になりますし、事務局で検討していただくという扱いでよろしいですか。

せっかく御意見をいただいたのに何も反映させないでそのまま通すというのも気が引けます。ただし、軽微なことですから判断は事務局にお任せします。

○栗田幹事

分かりました。

○山口会長

他にいかがでしょうか。

それでは、「議案第6号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の 方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。この議案につきましては、原案どおり可決します。

(6) 議案第7号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可に ついて

○山口会長

では次に、「議案第7号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○栗田幹事

議案第7号につきましては、特定行政庁である横手市長からの付議議案ですので、秋田 県都市計画審議会運営規程第7条の規定に基づき、会長の御承認をいただいた上で、横手 市の担当職員に説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口会長

結構です。

○高橋建築住字課長(横手市)

お疲れさまです。御紹介いただきました、横手市建築住宅課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私から、はじめに、本都市計画審議会にお諮りする根拠の法令部分について御 説明します。座って説明させていただきます。

まずは、建築基準法第51条ただし書きの許可の概要について説明します。建築基準法では、都市計画区域内における卸売市場、火葬場などを建築することを制限しております。 建築するには、都市計画においてその位置が決定しているものでなければならないことになっています。

その制限される用途に、政令で定める処理施設の用途に供する建築物とありまして、具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設も該当することになっております。例えば、スクリーンでお示ししているような処理能力を有する産業廃棄物処理施設、具体的には、汚泥の脱水施設で1日の処理能力が10㎡を超えるもの、廃プラスチック類の焼却施設で1日の処理能力が、100㎏を超えるもの、木くずの破砕施設で処理能力が5tを超えるもの、などになりますが、これらについては、都市計画において位置の決定されているものでなければ建築できないということになります。

ただし、スクリーンに示すような場合は建築が可能となります。一つ目は、用途地域が工業地域などで建築基準法施行令で定める規模の範囲内である場合。二つ目は、赤字で表示しておりますが、都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合。三つ目は、過去に許可を受けたものなどの政令で定める範囲内での増築等の場合でございます。

以上より、建築基準法施行令で定める規模の範囲内での新築等以外の場合は、二つ目に 掲げたとおり、許可を受けて建築する必要があります。

判断の要件といたしましては、「都市計画との整合性」、「敷地の周辺状況」、「環境部局の事前協議完了」の3点を考慮し、県都市計計画審議会に付議し、議案の可決を経て許可に至るというものでございます。

○高橋建築住宅課長(横手市)

では、今回の議案について説明いたします。

はじめに、議案に添付されております資料を確認いたします。 7-1 からが本議案の資料になります。

まず、許可申請提出に至った経緯を説明いたします。スクリーンには、建築基準法と建築基準法施行令の抜粋をお示ししております。建築基準法第51条の中段からになりますが、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においてはこの限りでない、ということでございます。

当該申請地におきましては、既に木くず・紙くずの焼却施設が稼働しておりまして、既存不適格建築物となっております。その敷地内に過去、倉庫として確認済証の交付を受けて建築された建築物が存在し、昨年、その電気系統から火災が発生いたしました。

今回、屋根と外壁を全て取り替える工事と一緒に木くずの破砕機を設置し、破砕処理施設を操業しようとする計画があり、倉庫として確認を受けた建築物で産業廃棄物処理施設として利用することは用途変更に当たることから、建築基準法第51条の許可申請が提出されたものでございます。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

議案書7-1から7-2が許可申請書でございます。7-2の左側に対象建築物の概要が記載してあります。

先ほど説明したとおり、既存建築物は198.74㎡の倉庫として建築されたものです。 この建築物に破砕機を設置することで、産業廃棄物処理施設へと用途が変わることから、 「2.工事種別等」の欄で用途変更にチェックが入っております。

また、火災により屋根と外壁が傷んでいるため、全て取り替える工事を計画していることから、大規模の修繕にもチェックされています。

7-2の右に木くずの破砕フロー図がございます。この施設では、建設や解体工事で発生した木くずを破砕し、木製チップとして販売し、廃棄物の再利用を行う計画でございます。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

議案書の7-3の付議依頼理由書について、スクリーンで説明します。

本件処理施設は、1日当たり32 tの処理能力を有する木くずの破砕機を設置する計画でございます。木くずの破砕施設で1日当たり5 tを超えれば、産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法第5 1条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けるということになります。建築基準法第5 1条の抜粋を示しておりますが、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、建築基準法第5 1条ただし書きによる許可を得るか、又は政令で定める規模としなければならないと定められております。

このようなことから、許可申請が必要と判断され、今回の許可申請がなされたものです。 都市計画法の抜粋を示しておりますが、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める 者は、都市計画法第15条第1項第5号、同法施行令第9条第2項第7号の規定により都 道府県となり、秋田県都市計画審議会の議を経ることが必要となるため、今回の都市計画 審議会の議を経ることとなったものでございます。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

議案書の7-4が横手都市計画図で、当該申請地周辺になります。申請地は、赤い丸印の位置になります。図の中ほどにあるのが横手IC、その下に柳田工業団地、横手第二工業団地、その北側にあるのが秋田ふるさと村です。右側にある赤い線の左側が都市計画区域内となり、色が塗られている部分が用途地域の指定がある部分となります。申請地は用途地域の指定のない地域となりますので、後ほど、周辺状況をスクリーンでお示しします。

○高橋建築住宅課長(横手市)

議案書の7-5と7-6の事業計画概要書について説明いたします。

7-5 の左側、III に維持管理計画が記載されておりますが、維持管理や安全措置等について概要を説明いたします。

Ⅲの3の口になりますが、廃棄物の処理前後の保管施設は、床面を鉄筋コンクリートとし、周囲には囲いを設置し、飛散・流出に備えます。Ⅲの6ですが、粉じん防止等のためには散水を行い、散水で発生する排水と場内で発生する排水は、敷地内側溝から市道の側溝へ放流いたします。

また、生活環境上の支障が生じるような排ガスの発生はなく、騒音・震動について当該地に法に基づく規制はないものの、準工業地域内の規制値を目標にして作業を行うことになっております。

Ⅲの3のハになりますが、悪臭については、保管期間をできるだけ短縮し、木くずの変化を防止し、悪臭の発生を防止するとともに、悪臭の発生が予想される際には、防臭剤の散布により対応することとしております。

次に、Ⅲの3の2ですが、防火対策については、消火器を備え置くとともに、火災の原因が電気系統からの出火だったため、破砕機・発電機周辺の掃除を徹底的にするように計画しています。

スクリーンを御覧ください。この施設での処理能力は、1時間当たり4tの木くずの破砕処理能力のある破砕機を設置し、実作業時間が8時間であることから、1日当たり32tということになります。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

議案書の7-7、破砕フロー図についてスクリーンで説明いたします。

建設現場などから木くずの搬入があった場合、ストックヤードへ集積します。その後、 木くず以外のものが混入していないか選別し、木くずのみを破砕機へ投入します。

1次破砕とは、大きな木くずを2次破砕機へ投入できる大きさへ破砕する機械です。なお、処理能力については、2次破砕機の能力により算定されます。

破砕後は、チップ置き場で保管され、木質チップとして販売されます。なお、ダストとは、破砕処理の際に発生する粉上のもので、そちらも集積保管され、燃料として販売されます。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

議案書の7-8から7-10が申請図面になります。スクリーンに議案書の7-8と同じ配置図をお示ししております。赤で囲んだ部分が今回の申請建築物となります。写真は、現況建築物や他の施設の状況になります。左上の建物が当該建築物でございます。右上の建物が集積する倉庫となります。左下が前面道路からの搬入部分です。右下が施設全体の状況です。

議案書の7-9は建築物の平面図と破砕機の設置場所を示しております。大きさが18m×10mの建物の中に破砕機がございます。

7-10が立面図になります。

スクリーンの写真のとおり、火災により壁と屋根が損傷しておりますので、取替え工事を計画しております。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

続きまして、本市が「その敷地の位置が都市計画上支障がない」と判断した3つの要件である、「都市計画との整合性」、「敷地の周辺状況」、「環境部局の事前協議」についてスクリーンを利用して説明いたします。

はじめに、「都市計画との整合性」という点についてございます。当該地は、横手市大屋寺内字長谷山というところです。都市計画区域内で、用途地域の指定のない地域にあります。周辺は果樹園や山地で市街化の見込みがありません。敷地周辺の空撮写真をスクリーンに示しております。

2点目の「敷地の周辺状況」でございますが、施設への搬入路は、市道横手平鹿増田線を通る経路となっております。幅員は9mあります。敷地の周囲100mの範囲には、学校、病院あるいは社会福祉施設などはなく、今回の市道沿いで一番近い住宅は直線で約

1,000m離れており、周辺環境に与える影響は極めて少ないものと考えられます。

3点目の「環境部局との事前協議」でございますが、過去に木くずの破砕処理施設として許可を受けた処理施設ですが、今回破砕機を設置するに当たり、環境部でも再度許可申請が必要と判断し協議を行い、完了しているものでございます。

以上、総合的に勘案致しまして、この敷地が周囲に及ぼす影響は小さく、また都市計画 上支障がないことから、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りしたものであります。 よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対しまして、何か御意見・御質問 等ありますでしょうか。

○山口会長

人家は1kmくらい離れているというお話でしたが、居住者への説明などは特段行っていないのでしょうか。

○高橋建築住宅課長 (横手市)

焼却施設を設置する際に、一番近い集落の住民の方々には説明をしており、同意を得ているものと思っております。

○山口会長

他にいかがでしょうか。

それでは、「議案第7号」について裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の 方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

ありがとうございます。この議案につきましては、原案どおり可決します。

○山口会長

以上をもちまして、三つの議事の審議は終了いたしました。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

それでは、これをもちまして、第169回の審議会を閉じたいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。